

令和4年度（2022年度）文書指導事項の状況【非常災害対策】

○指摘事項の具体的な内容（主なもの・概要）

内容
・ 火災を想定した避難訓練は実施されているが、 <u>地震、風水害を想定した訓練を行って</u> いなかった。
・ 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練が実施されていない。
・ 従業者や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害計画の理解を高めるための <u>防災教育（研修を含む）</u> を実施していなかった。
・ 非常災害に関する具体的計画を立てなければならないが、 <u>計画策定がされていない</u> 。
・ 作成した <u>消防計画</u> について、消防署に <u>届け出</u> を行っていなかった。
・ <u>防火管理者</u> を定めたが、消防署等に <u>届け出</u> を行っていなかった。
・ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、風水害を含む自然災害を具体的に想定した上で <u>非常災害時の対策</u> を策定した上でそれらを定期的に従業者に周知されていなかった。

<参考>

○ 業務継続計画（非常災害）の作成状況

令和5年4月1日時点調査（暫定集計）

種別	策定数	策定率
指定障害福祉サービス事業所等（GH 除く）	1,049/2,562	40.9%
指定障害福祉サービス事業所等（GH）*住居単位	696/1,512	46.0%
指定障害児通所支援事業所等	337/ 864	40.5%

社会福祉施設等における
非常災害対策計画の策定の手引
(改訂版)

令和 4 年 8 月
北海道保健福祉部

はじめに

平成28年8月31日、岩手県岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風10号による水害により9人の利用者が亡くなるという痛ましい被害が発生しました。

この被害の一因として、施設が市町村から発令される避難準備情報の意味を正しく理解していなかったことや、水害に対処するための具体的な計画を策定していなかったことなどが指摘されています。

こうしたことを受けて、社会福祉施設等の利用者の安全確保及び非常災害等の体制整備の強化・徹底を図るため、平成28年9月9日付けで、厚生労働省から通知が発出されました。

施設や事業所（以下「施設」という。）において策定が求められている非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）は、火災だけでなく水害、土砂災害、地震等にも対処するための計画であることが必要です。

厚生労働省では、この台風被害を踏まえ、上記通知において、水害や土砂災害に関する非常災害対策計画について特に留意すべき事項を取りまとめるとともに、都道府県や市町村に対し、各施設における非常災害対策計画の策定状況等について指導・助言するよう求めています。

道内でも、平成28年8月の台風によりに南富良野町などの施設において甚大な被害が発生したことを踏まえ、平成28年11月には道内各施設に対し、非常災害対策計画や避難訓練等（以下「計画等」という。）について、自己点検及び改善を求めるとともに計画等の整備状況調査を実施したところですが、調査結果では、火災や地震に加え、地域特性を考慮した風水害・土砂災害・津波災害等の自然災害に備えた非常災害対策計画を策定している施設は、全体の62.6%、同じく避難訓練を実施している施設は31.3%にとどまっていました。

そこで、道では、平成29年8月に本手引を策定し、各施設が計画等の整備を進めることができるよう、上記通知や計画等の整備状況調査内容、他県の災害対応マニュアルなどを参考に、非常災害対策計画に盛り込む項目（案）とその内容についてポイントをまとめました。

その後、平成30年の7月豪雨、台風21・24号、北海道胆振東部地震等の災害において、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化しました。

日常生活上の支援が必要な方が多数利用している社会福祉施設等においては、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあることから、厚生労働省では、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、事業継続に必要な対策を講じることが重要であると考え、今一度点検すべき事項を取りまとめ、社会福祉施設等において自主点検を行うよう、平成30年10月19日付けで事務連絡を発出しました。

また、平成31年3月29日に「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）が改訂され、避難勧告等の発令について、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、とるべき行動の対応が明確化されました。

道においても、平成31年4月に地震被災地3町（厚真町、むかわ町、安平町）の社会福祉施設にヒアリング調査を実施しました。

これらを受けて、本手引についても、各施設において、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を自ら確認した上で、その結果を踏まえて速やかに必要な対策を行うことができるよう、内容を一部改訂しました。

その後も、令和2年7月豪雨では、熊本県球磨村の高齢者福祉施設が被災するなどの事象が生じたことから、国では、避難の実効性を高める方策の検討が続けられ、令和3年5月には水防

法、土砂災害防止法が改正され、避難訓練実施の報告義務化や市町村による助言・勧告制度が創設されたほか、災害対策基本法が改正され、住民等が情報の意味を更に理解しやすくなるよう、これまでの「避難勧告」を廃止し「避難指示」に一本化するなど、避難情報の改善が図られています。

さらに、令和3年度から、介護・障がい福祉サービス事業者には、災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制の構築を図る観点から、最低基準省令が改正され、業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練（シミュレーション）の実施が義務づけられました。（※3年間の経過措置あり）

このため道では、社会福祉施設等における取組を強化できるよう、こうした関連法律の改正等のポイントを盛り込み、本手引きを改正することとしました。

各施設では、この手引などを参考に、計画等の策定や見直しを進め、施設利用者の安全の確保に努めていただくようお願いします。

<厚生労働省関係通知>

- 1 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
(老総発 0909 第 1 号、老高発 0909 第 1 号、老振発 0909 第 1 号、老老発 0909 第 1 号 厚生労働省老健局総務課長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長連名通知)
- 2 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
(障障発 0909 第 1 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
- 3 児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
(雇児総発 0909 第 2 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
- 4 救護施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について
(社援保発 0909 第 1 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

※ 1～4 は、平成 28 年 9 月 9 日付け

- 5 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について (平成 30 年 10 月 19 日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課事務連絡)
- 6 防災情報を 5 段階の「警戒レベル」により提供することの社会福祉施設等への周知 (依頼)
(令和元年 6 月 6 日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課事務連絡)
- 7 社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検実施について (依頼)
(令和 3 年 2 月 24 日付け国土交通省、厚生労働省老健局高齢者支援課、子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局保護課、障害保健福祉部障害福祉課長通知)
- 8 社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について
(令和 3 年 6 月 25 日付け内閣府、消防庁、国土交通省、厚労省老健局高齢者支援課、子ども家庭局子育て支援課、社援局保護課、障害保健福祉部障害福祉課長通知)

<国土交通省関係通知>

- 9 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の更なる促進について
(令和 3 年 10 月 1 日付け国土交通省事務連絡)
- 10 社会福祉施設の管理者等による避難確保計画の緊急点検の実施結果の共有及び避難の実効性確保の取組促進について (令和 3 年 10 月 6 日国土交通省事務連絡)

目 次

1	対象となる社会福祉施設等	4
2	非常災害対策計画の策定に当たっての留意点	
(1)	非常災害対策計画とは	5
(2)	想定する災害	5
(3)	人命の安全	7
(4)	内容の簡素化、明確化	7
(5)	意見の集約	7
(6)	利用者等の心身の状況の把握	7
(7)	避難訓練の実施と計画の不断の見直し	7
(8)	地域の関係者との連携・協力	7
3	非常災害対策に盛り込む項目（例）	
	【※印は、厚生労働省が最低限盛り込む項目としているもの】	
(1)	施設等の立地条件※	8
(2)	施設等の構造・設備	9
(3)	災害に関する情報の入手方法※	9
(4)	災害時の連絡先及び通信手段の確認※	1 1
(5)	避難を開始する時期、判断基準等※	1 2
(6)	避難場所※	1 2
(7)	避難経路※	1 3
(8)	避難方法※	1 4
(9)	災害時の人員体制、指揮系統※	1 4
(10)	停電・断水時の対応	1 5
(11)	関係機関との連携体制※	1 6
(12)	避難・救出その他必要な訓練及び防災教育	1 7
(13)	食料及び避難や誘導に係る非常用資機材の備蓄	1 7
(14)	留意事項	1 8
別紙 1	危険区域等の概要と確認先	1 9
別紙 2	避難情報の内容（「避難勧告等に関するガイドライン」抜粋）	2 0
別紙 3	主な気象情報に係る発表基準と住民のとるべき行動（例）	2 1
【参考】	非常災害対策計画の策定例	2 6

1 対象となる社会福祉施設等

この手引の対象となる施設は、次の施設のうち道所管の施設です。市町村所管の施設については、この手引は、参考としていただき、市町村からの指導に従ってください。

区分	所管	種別		区分	所管	種別				
高齢者施設	道	入所	介護老人福祉施設（特養）	障がい児施設	道	入所	福祉型障害児入所施設			
			介護老人保健施設				医療型障害児入所施設			
			介護療養型医療施設				通所	児童発達支援（児童発達支援センター含む）		
			介護医療院					医療型児童発達支援（児童発達支援センター含む）		
			特定施設入居者生活介護					放課後等デイサービス		
			短期入所生活介護							
			短期入所療養介護							
			養護老人ホーム					市町村	通所	基準該当（児童発達支援）
			軽費老人ホーム				基準該当（放課後等デイサービス）			
			宿泊サービス（道所管）				道		入所	助産施設
			有料老人ホーム※（サービス付き高齢者向け住宅を含む）							乳児院
			市町村							入所
	児童養護施設									
	地域小規模児童養護施設									
	児童心理治療施設									
	児童自立支援施設									
	児童自立生活援助（自立援助ホーム）									
	通所	通所介護	児童施設	道	入所	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）				
		通所リハビリテーション				婦人保護施設（婦人相談所一時保護施設）				
		小規模多機能型居宅介護				児童相談所一時保護施設				
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）		認可保育所								
障がい者施設	道	入所	障害者支援施設	市町村	通所	認定こども園				
			共同生活援助（グループホーム）			認可外保育施設				
			短期入所			児童厚生施設（小型児童館、児童センター、児童遊園）				
			宿泊型自立訓練			市町村	通所	小規模保育事業所		
			福祉ホーム					事業所内保育事業所		
		通所	療養介護	家庭的保育事業所						
			生活介護	特例保育						
			自立訓練	放課後児童クラブ						
			就労移行支援	地域子育て支援拠点事業実施施設						
			就労継続支援	市町村	通所	救護施設				
地域活動支援センター	無料低額宿泊所									
市町村	入所	保護施設等	道			入所	授産施設			
							基準該当（短期入所）	社会事業授産施設		
							基準該当（生活介護）			
				基準該当（機能訓練）						
				基準該当（生活訓練）						
基準該当（就労継続支援B型）				※有料老人ホームには、未届けの有料老人ホームを含みます。						

2 非常災害対策計画の策定に当たっての留意点

(1) 非常災害対策計画とは

非常災害対策計画は、災害発生時における職員の役割分担や基本行動等について、あらかじめ定めておくものです。実際に災害が発生した場合に必要な対応が迅速かつ円滑にとれるよう、職員がその内容を十分に理解していなければなりません。

なお、福祉避難所の指定を受けている施設については、別途、福祉避難所として果たす役割のための整備にも留意してください。

(2) 想定する災害

非常災害対策計画は、施設が立地する地域の環境等を踏まえ、様々な災害を想定した上で、その対策について定めてください。

特に火災、地震災害については、全ての施設で対策を講じた上、風水害についても平成 28 年 8 月の大雨災害を教訓に、十分な検討を行ってください。

また、市町村地域防災計画に定められた施設は、次のとおり市町村へ「避難確保計画」として提出しなければなりませんので留意してください。

- ・ 施設等の立地場所が浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区）に該当している場合であって、市町村地域防災計画に定められた施設は、水防法による「避難確保計画」として作成し、市町村へ報告しなければなりません。
- ・ 施設等の立地場所が土砂災害警戒区域に該当している場合であって、市町村地域防災計画に定められた施設は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）による「避難確保計画」として作成し、市町村へ報告しなければなりません。
- ・ 津波災害警戒区域に該当している場合であって、市町村地域防災計画に定められた施設は、津波防災地域づくりに関する法律による「避難確保計画」として作成し、市町村へ報告しなければなりません。
- ・ 火山災害警戒地域に該当している場合であって、市町村地域防災計画に定められた施設は、活動火山対策特別措置法による「避難確保計画」として作成し、市町村へ報告しなければなりません。

なお、必ずしも根拠法令ごとや災害ごとに別の計画として策定する必要はありません。それぞれの定めるべき事項が入っていれば、一つにまとめて作成すれば十分です。

※「避難確保計画」に係る参考情報サイトと掲載資料は次のとおりです。

【水害関係・土砂災害関係・津波災害関係】

- ・ 掲載場所：国土交通省ホームページ

→「メニュー」

→「政策・法令・予算」

→「政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」

→「防災」

→「災害から身を守るために事前に知っておくべき知識」

→「風水害」

→「自衛水防（地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場での対策等）」

→「要配慮者利用施設の浸水対策」

URL：

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

※今後国土交通省 HP 更新の関係で上記リンクが変わる可能性があります。

- ・ 掲載内容

〔要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況（R4 年 3 末）〕

○都道府県別の作成状況

○市町村別の作成状況

○都道府県別作成状況（グラフ）

○過去の作成状況（R3 年 9 末、R3 年 3 末）

○計画の作成推移

〔避難確保計画作成・活用の手引き〕

○要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き、様式

○避難確保計画の記載例

○要配慮者利用施設における避難確保に関する e-ラーニングテキスト

〔水防法・土砂災害防止法の改正について〕

○水防法・土砂災害防止法の改正に係るパンフレット

〔避難確保計画作成の参考資料〕

○社会福祉施設の避難確保計画チェックリスト

○要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集
（水害・土砂災害）

○要配慮者利用施設における避難確保計画作成推進に向けた地方公共団体の
取組事例集

○要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集

〔避難訓練実施報告書（様式例）〕

〔洪水時に想定される浸水深等がわかるサイト〕

〔雨量・河川水位などの観測情報がリアルタイムに把握できるサイト〕

〔避難確保計画作成講習会 関連資料〕

（３） 人命の安全

非常災害対策計画を作成する目的は、第一に人命を守ることにあります。非常災害対策計画の作成に当たっては、人命を守ることが最優先とし、職員が適切に行動できるよう作成してください。

（４） 内容の簡潔化、明確化

非常災害対策計画は、作成の目的や行動の方針を明確にし、簡潔、明瞭な文章で作成してください。緊急時に使用することから、箇条書きにする、図表を用いる等の工夫をし、シンプルかつ具体的なものとしてください。

（５） 意見の集約

非常災害対策計画を実効性の高いものとするためには、様々な視点から災害に対する対策を立てる必要があります。このため、計画の策定に当たっては、多くの職種、部門の職員から意見を聴取するようにしてください。

（６） 利用者等の心身の状況の把握

各施設においては、利用者のＡＤＬや認知症の程度、障害種別や障害特性等に応じた支援に必要な配慮や心身の状況等を把握するとともに、その状況に合わせた適切な情報伝達や避難方法等を定めてください。

（７） 避難訓練の実施と計画の不断の見直し

非常災害対策計画は、災害時に実際に機能することが重要です。避難訓練の結果や他の地域での災害時の状況を踏まえて、常に点検や見直しを行い、最新のものとしてください。

（８） 地域の関係者との連携・協力

非常災害対策計画の策定に際しては、地域関係者と課題や対応策を共有しておくようにしてください。特に、介護保険の地域密着型サービスについては、運営推進会議等において関係者と課題や対応策を共有してください。

3 非常災害対策に盛り込む項目（例）（※を付した項目は、厚生労働省が最低限盛り込む項目としたもの）

（１） 施設等の立地条件※

ア 市町村が作成しているハザードマップや地域防災計画等を確認して、施設等の立地場所の地盤や地形、活断層の有無、河川、海、崖等との距離等の立地条件を確認、記載してください。

危険箇所（河川、海、崖等の）との距離や避難場所との位置関係の図（平面図、断面図、概略図など）の作成が望ましいといえます。

イ 周辺地区の過去の災害発生状況や次のような災害危険区域に該当しているか確認、記載し、その上で、発生するかもしれない災害の危険性を記載してください。

災害種類	災害危険区域等の種類
水 害	洪水浸水想定区域
	雨水出水浸水想定区域
	高潮浸水想定区域
土砂災害	土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）
土砂災害 （土砂災害危険箇所）	土石流危険渓流
	地すべり危険箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所
	土石流危険渓流に準ずる渓流
	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面
土砂災害 （山地災害危険地区）	山腹崩壊危険地区
	崩壊土砂流出危険地区
	地すべり危険地区、
	山地災害危険地区の準用地区
津波災害	津波災害警戒区域（特別警戒区域を含む）
火山災害	火山災害警戒地域
原子力災害	原子力災害対策重点区域

災害危険区域等の概要と確認先は、別紙 1 に記載していますので確認してください。

なお、平成 29 年 6 月改正の「水防法」及び「土砂災害防止法」により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設）は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が、令和 3 年 5 月の改正により、市町村への報告が、それぞれ義務化されています。

(2) 施設等の構造・設備

ア 施設等の建物の構造を確認し、記載するとともに、定期的な点検・対策を行う。
想定される夜間避難を含めた室内からの脱出誘導や屋外避難が危険な場合に建物内の安全な場所へ退避する（「屋内安全確保」という。）場所を把握するため、構造、築年数、階段、耐震構造、非常口、避難器具、通報装置、消火設備、食料をはじめとする非常用資機材などの保管場所を明示し、定期点検や対策の実施状況を記載してください。

※ 避難確保資機材については、15 ページ（7）ウの「経路図」及び 19 ページ（13）の「備蓄」を参照してください。

イ 施設等の設備を確認、記載する。

二次災害防止や室内での安全確保のため、水道（上水道・地下水）、冷暖房（集中暖房（石油・ガスなど）・個別冷暖房（石油、電気など））、電気設備（電力会社、自家発電など）などや、その元栓・ブレーカーなどの配置図について記載してください。

特に自家発電装置等の電気設備については、止水板や土嚢の設置、防火・防水扉の閉鎖等の対策が必要となることも多いことから、国土交通省「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」等を参考に、災害時に必要となる対応について、確認しておくことが重要です。

(3) 災害に関する情報の入手方法※

情報収集は、避難行動をとるために重要な役割となることから、収集する災害に関する情報と入手手段を確認し、記載してください。市町村、消防等とは、FAX、メール、電話など、双方伝達手段を事前協議し、決定しておくことが望ましいです。

また、停電時の電源確保や災害時情報共有システムの活用も考慮してください。

※ どの情報を誰が入手し、どこへ（誰に）伝達するかについても重要であり、15 ページ（9）を参照してください。

ア 行政から発令される避難情報

収集する情報	収集方法例
・ 高齢者等避難 ・ 避難指示	防災行政無線（拡声器、戸別受信機）テレビ、ラジオ、インターネット（市町村のウェブサイト）、緊急速報メール、SNS、市町村から配信FAXの受信、消防団、警察、自主防災組織や近隣住民等の声かけ（連絡体制）など

※ 避難情報の内容は、別紙2「避難情報の内容（「避難情報等に関するガイドライン」抜粋）を参照してください。

イ 主な気象情報など

次表に掲げる気象情報などを入手できるよう、テレビ、ラジオをはじめ、メール配信やホームページなど入手先を確認し、計画に記載してください。

気象情報など	提供元	主な提供サイト ※（ ）は、リンクあり
台風情報	気象庁	気象庁 HP、(防災情報提供センター、北海道防災情報)
府県気象情報	気象庁	同上
記録的短時間大雨情報	気象庁	同上
警報級の可能性 (H29 出水期～)	気象庁	同上
キキクル(危険度分布)	気象庁	気象庁 HP
大雨注意報	気象庁	気象庁 HP、北海道防災情報、 (防災情報提供センター)
洪水注意報	気象庁	同上
大雨警報	気象庁	同上
洪水警報	気象庁	同上
大雨特別警報(土砂災害、浸水害)	気象庁	同上
指定河川洪水予報 〇〇川氾濫注意情報	河川管理者	同上
指定河川洪水予報 〇〇川氾濫警戒情報	河川管理者	同上
指定河川洪水予報 〇〇川氾濫危険情報	河川管理者	同上
水位到達情報	河川管理者	防災情報提供センター「川の防災情報」
土砂災害警戒情報	気象庁と都道府県の共同	気象庁 HP、北海道防災情報、北海道土砂災害警戒情報、(防災情報提供センター)
土砂災害警戒判定メッシュ情報	気象庁	気象庁 HP、北海道土砂災害警戒情報、(防災情報提供センター)
高潮注意報	気象庁	気象庁 HP、(防災情報提供センター)
高潮警報	気象庁	同上
高潮特別警報	気象庁	同上
津波注意報	気象庁	気象庁 HP、北海道防災情報、 (防災情報提供センター)
津波警報	気象庁	同上
大津波警報(特別警報)	気象庁	同上
大雪警報	気象庁	同上
暴風雪警報	気象庁	同上
暴風警報	気象庁	同上
噴火警報(火口周辺)	気象庁	同上
噴火警報(居住地域)	気象庁	同上

※ 主な気象情報に係る発表基準と住民のとるべき行動（例）は、23 ページ別紙 3 を参照してください。

（参考）提供サイトのアドレス

●気象庁ホームページ

<http://www.jma.go.jp>

●国土交通省防災情報提供センター

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

●北海道防災ポータル（メール配信登録も同サイト）

<http://www.bousai-hokkaido.jp/>

●北海道土砂災害警戒情報

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>

（４） 災害時の連絡先及び通信手段の確認※

災害発生のおそれがある場合や災害発生時には、速やかな避難態勢の確立が必要であり、職員及び外部への連絡が重要となります。特に、入所施設については、勤務時間外の職員を速やかに招集しなければなりません。職員間の連絡や職員の招集が速やかに行えるよう、夜間等職員が少ない時間に対応できる連絡体制を整備してください。

ア 災害時の職員間の連絡体制を整備してください。

誰が、どのように連絡するのか、具体的な連絡ルートを確立してください。

また、職員間の緊急連絡網を作成し、各職員が携帯するほか、個人情報の管理に留意し同時に被災しないと考えられる数箇所に保管することとし、保管場所を計画に記載してください。

イ 災害時の緊急連絡先や関係機関との連絡体制を整備してください。

関係機関緊急時連絡先一覧を作成し、速やかに連絡が取れるよう、施設内の分かりやすい場所へ掲示するほか、各職員に配付し、情報を共有してください。

【関係機関等の例】

市町村（福祉・防災）、道（振興局）、消防署、警察署、自治会、自主防災組織、協力医療機関（昼・夜）、嘱託医、協力福祉施設、給食業者、設備の管理委託業者、電気、ガス、水道、電話会社 バス・タクシー事業者 等

ウ 利用者の家族との連絡体制を確立してください。

利用者の家族との緊急連絡先一覧表などで連絡体制を確立するとともに、避難先や利用者の引き取り方法をあらかじめ家族との間で協議し、引き取りに関する情報を台帳として整備してください。

なお、児童の引き渡し等の比較的長時間を要する場合にあっては、被災前に避難を完了させる観点から、被災までに十分な時間を確保できる場合を除き、避難

後に避難場所を実施することが望ましい。

エ 通信が止まった場合に備えた対応をしてください。

通信手段の電源（携帯電話予備バッテリー、乾電池等）を確保しておいてください。

複数の通信手段（携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバ、衛星電話等）を確保した上で、通信手段の使用方法を予め確保しておいてください。

電話、メール等の通常の連絡手段が通じない場合に備えて、SNS（グループLINE等）の活用や、災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話の「災害用伝言板」の利用など、緊急時の連絡方法を事前に定めてください。

（５） 避難を開始する時期、判断基準等※

ア 避難開始の時期の判断基準を記載してください。

市町村から発令された避難情報等を基に、施設の利用者の避難を開始する時期及び判断基準を記載してください。

近年の台風災害等においても、避難が遅れたことによる被災や高齢者等の被災が多く、避難情報に「避難勧告」と「避難指示」の位置づけがわかりにくく、避難勧告では避難しない人が多い課題も顕在化しました。

このため、令和３年に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示については、「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令するよう避難情報が改善されています。

社会福祉施設等では、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、警戒レベル３「高齢者等避難」が発令されたら、ただちに避難を開始してください。

「高齢者等避難」等が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始できるよう、施設の立地条件に応じた判断基準を準備してください。

避難行動の原則については、内閣府（防災担当）作成の「避難情報に関するガイドライン（令和３年５月）」（ホームページは下記）を参照してください。

※https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/

イ 災害発生のおそれがある場合の対応基準を記載してください。

台風や大雪、暴風雪などあらかじめ災害の危険性が高まることが予想される場合、職員の配備体制や通所サービスの提供の中止などの対応基準を検討してください。特に通所型施設の場合は、施設利用者が施設内で被災するリスクが少なくなることから、事前休業の実施基準を満たした場合は、躊躇することなく事前休業の実施を判断することが重要です。

また、サービス中止に係る利用者や家族への連絡方法を整備してください。

事前休業の実施基準の例

(国土交通省「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」より)

- 早期注意情報（警報級の可能性）の「中」または「高」が発表されている場合
- 大型台風の襲来が予想される場合
- 公共交通機関の運休が予定されている場合

(6) 避難場所※

ア 市町村が指定した避難場所を確認してください。

避難場所は、最寄りの指定緊急避難場所を記載してください。

イ 災害の種類や規模に応じた避難場所を複数確保してください。

移動が困難な要配慮者などの移動手段が確保できない場合や緊急避難場所への経路が塞がれるなどの状況を想定し、立地条件により予測される災害の種類に応じた、近隣のより安全な場所へ避難できるよう、その場所や建物を複数確保し、記載してください。

ウ 施設内の安全なスペースを確認してください。

移動が困難な要配慮者などの移動手段が確保できない場合やあらかじめ決めておいた避難場所への移動が危険と判断されるような場合には、建物内のより安全な場所へ移動する「屋内安全確保」を図るための場所を記載してください。

浸水・津波の際は2階以上の少しでも安全な場所又は屋上など、地震の際は耐震化された構造物内や園庭又は駐車場などが考えられます。

エ 送迎時や施設外活動時に被災した際の避難場所を記載してください。

送迎ルートや施設外活動先の近隣避難場所等を確認し、記載してください。

(7) 避難経路※

ア 避難経路を複数設定してください。

避難経路は、火災、道路の破損、河川の氾濫や土砂崩落、橋の崩落や建物の倒壊など不測の事態に備え、所定の避難場所までの複数の避難経路を設定してください。

また、夜間や冬期間における避難も想定し、通行安全性、除雪体制なども考慮してください。施設内・敷地内においても避難ルートに樹木や側溝、縁石などの構造物など支障物が無いか点検し、ルート確保を徹底してください。

イ 送迎時や施設外活動時に被災した場合の避難経路を設定してください。

送迎時や施設の外での活動時に被災した場合の近隣避難場所等への避難経路を設定してください。

ウ 避難場所、避難経路等を記載して経路図を作成してください。

迅速な避難誘導を可能とするため、避難場所までの避難経路図や建物内の避難経路図を作成し、職員や利用者に周知徹底を図ってください。

建物内の避難経路図には、消火器や避難用資機材などの設備とその場所も記載してください。

エ 避難にかかる所要時間を把握してください。

避難開始のタイミングを判断するため、徒歩・車両、利用者の心身に応じた避難方法などの状況による避難場所までの所要時間・距離等を把握してください。

夜間や冬期間における所要時間も併せて把握してください。

(8) 避難方法※

ア 利用者の状態ごとの避難方法を決めておいてください。

徒歩で自力避難が可能な人、補助が必要な人、車いすやストレッチャー等で車両搬送が必要な人など、利用者の状態に応じた避難方法を定めてください。腕章やビブス、ゼッケン等で色分けし、それぞれの避難方法が一目でわかるようにしておくと避難を効率的に行うことができます。

搬送用車両が施設車両、職員車両だけでは不十分な場合は、地域の自主防災組織やバス・タクシー事業者と緊急時の搬送協定や覚書を締結しておくことも有効です。

イ 冬期間における避難方法も考慮したものとしてください。

冬期間の避難は、車輛搬送の場合が多くなると想定されることから、車輛確保策を強化してください。また、十分な防寒対策を行ってください。

(9) 災害時の人員体制、指揮系統※

ア 緊急時の職員の役割分担（職員配置）を決めてください。

災害時には迅速な対応が必要であることから、施設の規模や形態、利用者の心身の状況に応じた職員の役割分担を事前に検討しておくことが重要です。

災害発生時における的確な情報収集・伝達、そして迅速な避難行動ができるように誰が何をするのか、可能な限り具体的な任務内容を定め、職員に周知してください。

また、災害の発生内容や気象状況に応じた配備基準と配備体制を確立し、体制区分ごとの活動内容と対応要員を明確にしてください。

災害の発生は時間帯を選ばないため、休日、夜間など職員が少ない時間帯に災害が発生する場合の対応も考えられます。職員一人当たりの負担も増えるため、この場合における役割分担や担当内容について十分検討し、体制を整備してください。

イ 避難に必要な職員数を把握してください。

利用者の人数や心身の状況、想定される避難方法（徒歩、自動車、車椅子・ストレッチャーで車輛搬送 等）を踏まえ、利用者の円滑な避難誘導のために必要な職員を割り出してください。停電でエレベーターや照明が使用できない場合についても、対応できる内容としてください。

ウ 指揮・命令系統を整備してください（総括責任者、班のリーダー、その代行者など）。

災害発生時の秩序だった迅速な避難行動のため、職員それぞれが与えられた任務を適時に遂行できるよう総括責任者を定め、命令権限を一元化し、班単位のリーダーを配置した指揮系統を整備してください。

総括責任者や班単位のリーダーが不在の時に災害が発生することもあるため、その代行者（第2、第3候補も含めて）を定め、指揮、命令が円滑に行われる体制を整備してください。

エ 災害時の職員の参集基準と参集方法を定めてください。

災害時の職員参集基準を定めるとともに、職員の参集方法（公共交通機関や車等が利用できない場合の参集手段）、参集に要する時間等を把握してください。

入所施設においては、職員が少ない夜間などの時間帯に災害が発生する場合の対応を考え、気象警報が発表される見込みなど、あらかじめ気象予測ができる場合は、職員の参集が徹底できるよう待機体制にも留意してください。

なお、非常時の参集基準に該当した職員は、参集できる・できないにかかわらず、必ず施設へ電話やメールで連絡することとし、職員配置が迅速に行える体制としてください。

※ 配備基準と職員参集基準の参考例（あくまでも参考例ですので、各施設等の状況に応じて検討の上作成して下さい。）

配備体制	配 備 基 準	対象職員
注意配備体制	①地域に大雨、風雪、高潮、洪水注意報が1以上発表されたとき ②地域に震度3の地震が発生したとき ③地域に津波注意報が発表されたとき	・総括責任者は自宅待機し、常に出勤できるようにすること
警戒配備体制	①地域に大雨、風雪、暴風雪、高潮、洪水警報が1以上発表されたとき ②地域に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき ③地域に津波警報が発表されたとき	・総括責任者及び各班の班長は施設へ出勤すること ・その他の職員は、自宅待機
災害対策体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ※注意報、警報発令時において、さらに状況の悪化が見込まれるとき ②避難準備・高齢者等避難開始の発令 ③地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ④地域に震度5強以上の地震が発生したとき ⑤地域に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するおそれがあるとき ⑥その他、総括責任者が必要と認めるとき	・総括責任者及び各班の班長は施設へ出勤すること ・その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること

(10) 停電・断水時の対応

大規模な災害が発生した場合には、施設への救援活動が即座に実施できない可能性もあります。このため、停電・断水時の場合にも最低3日間は施設において生活が維持できるように水、食料、防災資機材等を備蓄し、定期点検を実施してください。備蓄物資については、利用者だけではなく、職員分及び避難者分なども考慮し、十分な物資を備蓄しておくことが必要です。

また、次の例のように停電・断水を想定したライフライン確保の対策内容を検討した上で、記載してください。

【例】

・電力：

(非常用自家発電機がある場合)

燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策(24時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など)を講じる。

定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練を行う。

(非常用自家発電機がない場合)

医療的配慮が必要な入所者(人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等)の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討する。

・暖房：自家発電装置の設置や石油(灯油)ストーブ等の代替暖房機器とその燃料を災害用資材として準備するとともに、毛布、携帯カイロ、防寒具などの備蓄をする。

・照明：自家発電装置の設置や代替の照明機器を災害用資材として用意するとともに、照明を確保するために十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をする。

・燃料：備蓄の際には、消防署に事前に相談することが必要です。消防法令で、一定数量を超えると規制や義務が発生する(※)。

※ ガソリン40リットル、軽油及び灯油200リットルなど

・生活用水：貯水のための揚水ポンプや浄化槽内の水中ポンプが停止になるため、近隣の給水場を確認した上で、施設の給水方法を事前に把握し、汲み置き用容器、浴槽くみ置き等を準備する。

また、節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿を備蓄する。

なお、入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討する。

・飲料水：災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必要な場合があるため、利用者・職員分だけではなく、十分な数を備蓄する。

・汚水・下水：水洗トイレの利用ができない場合、携帯トイレや簡易トイレ、ビニール袋での汚物対応策、おむつの使用などを想定し、備蓄する。

・ガス：ガス調理器が使用できなくなると、食事提供が不能となる場合があるので、緊急時にも食事提供できる保存食料(ゼリータイプの高カロリー食等)やカセットコンロ及びカセットガス(※)等を備蓄する。

また、プロパンガスの導入又は備蓄(難しければ、ガス業者等からのレンタルの可否の確認)をする。

※ 比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。

- ・介護機器・器具関係：医療機器、ナースコール等の対応用電力、予備バッテリーの確保又は充電式や手動式の代替器具を用意する。

人工透析患者に係る緊急時の対応、ニーズ、必要物資等を把握し、自治体の透析担当者や各透析施設等との連携体制を確保する。

(11) 関係機関との連携体制※

災害発生時には、様々な支援が必要となるため、市町村や消防機関、近隣の病院、診療所、社会福祉施設等と連携をとり、いざという時に協力が得られる体制を構築しておくことが必要です。

特に入所施設においては、職員だけで速やかに避難誘導することは非常な困難を伴うことを理解してもらうことが重要です。利用者の安全で確実な避難につなげるためにも、以下のような取組を進めておくことが重要です。

- ・地域の防災訓練への参加
- ・近隣のボランティア、自主防災組織、町内会等との災害時協力関係の確立
- ・地域が独自に避難計画や消防計画を作っている場合は、計画の中に施設を組み入れてもらい、避難や消防活動に協力してもらえるようにする。
- ・近隣の企業や学校とも連携が図られるようにする。
- ・災害により施設が使用不能となった場合に備え、他の施設との受入れに関する協定（施設間避難協定）の締結等を検討する。

(12) 避難・救出その他必要な訓練及び防災教育

ア 非常災害に備えるため、定期的な避難、救出その他必要な訓練を実施する。

火災に対応した、消火訓練及び避難訓練は、消防法施行規則で規定されている必要回数を実施しなければなりません。

また、年に1回以上は、地域の特性等を考慮した自然災害を想定した避難・救出その他必要な訓練を実施しなければなりません。

避難訓練実施予定とその内容を計画に記載してください。

また、市町村地域防災計画に位置づけられている施設は、令和3年度から市町村長への訓練実施結果の報告が新たに義務づけられたことから、届出時期を併せて記載してください。

イ 夜間又は夜間を想定した避難等訓練の実施を計画してください。（通所系事業所は除く。）

ウ 防災教育を実施してください。

職員や利用者に対して、自然災害についての基礎的な知識や非常災害対策計画の理解を高めるための防災教育（研修を含む）を定期的の実施してください。

(13) 食料及び避難や誘導に係る非常用資機材の備蓄

ア 非常用資機材の確保状況と点検状況を記載してください。

利用者の特性を考慮して必要となる食料及び防災資機材をリストアップし、備蓄品リストとして、計画に記載してください。

避難確保資機材等（例）

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、無線機、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、（夜間誘導を考慮した）誘導者用ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用紙おむつ、常備薬、施設内での避難のための水・食料・寝具・防寒具、自家発電装置（燃料・接続照明器具を含む）、ポータブルストーブと燃料

<点検項目>

食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに1日の必要量を把握しているか。

食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか。

（注）消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意してください。

（注）利用者だけではなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておいてください。

（注）備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意してください。

イ 非常時持出備品リストを作成してください。

ウ 利用者情報（血液型、服薬の状況、身体の状況、家族等の連絡先 等）を整備してください。

(14) 留意事項

ア 災害発生後、最低限3日間以上は業務が継続できるようにするとの視点に立って計画を策定すること。

イ 上記の非常災害対策に盛り込む項目は、最低限ライフライン等を維持・確保するための例であり、各社会福祉施設等において計画を策定するに当たっては、実

際に災害が発生した際に利用者の安全確保ができる実効性のあるものとなるよう、当該施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

ウ 災害対策においては、利用者の避難方法や緊急時の職員間の連絡体制の構築、平時における避難訓練の実施、消防等関係機関や地域住民との連携体制の確保等が重要であることから、これらに留意する必要があること。

エ 令和3年の社会福祉施設等の基準省令改正により、災害時における業務継続の方法について、BCP（業務継続計画）として予め文書で整理し、職員間で共有しておくとともに、平時の段階から、当該BCPを踏まえた研修や訓練、物資の点検等の具体的な活動を実践していくことが義務づけられています。

本手引きでは、BCPの策定に資するよう、巻末に国の手引き抜粋、研修資料等を掲載していますので、これらの資料も活用し、BCPの策定を進めてください。

別紙1 危険区域等の概要と確認先

危険区域等	根拠法令等	概 要	確認先
洪水浸水想定区域	水防法	河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域(国土交通大臣又は都道府県知事が指定)	市町村又は、 国土交通省ハザードマップポータルサイト https://disaportal.gsi.go.jp/
雨水出水浸水想定区域	水防法	想定最大規模降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川や海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域(都道府県知事又は市町村が指定)	
高潮浸水想定区域	水防法	高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域(都道府県知事が指定)	
津波災害警戒区域(特別警戒区域を含む)	津波防災地域づくりに関する法律	津波による人的災害を防止するために警戒避難態勢を特に整備すべき土地の区域(都道府県知事が指定)	
火山災害警戒地域	活動火山対策特別措置法	火山の爆発による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域(内閣総理大臣が指定)	
土砂災害警戒区域(特別警戒区域を含む)	土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命等に危害が生じるおそれがある区域で、警戒避難態勢を特に整備すべき土地の区域(都道府県知事が指定)	市町村又は 北海道建設部河川砂防課ホームページ 「北海道土砂災害警戒情報システム」 https://www.njwa.jp/hokkeido-sabou/
山地災害危険地区	農林水産省の調査要領		市町村又は 北海道水産林務部治山課ホームページ 「山地災害危険地区マップ」 https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/
山腹崩壊危険地区		山腹崩壊により人家、公共施設等に被害を与えるおそれがある地区	
崩壊土砂流出危険地区		山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設等に被害を与えるおそれがある地区	
地すべり危険地区		地すべりが発生するおそれがある区域のうち、人家、公共施設等に被害を与えるおそれがある地区	
山地災害危険地区の準用地区		山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区以外であっても、一定以上の危険度がある地区(災害時要配慮者施設周辺箇所のみに適用)	
原子力災害対策重点区域	原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針	(原子力災害対策指針による) (イ)予防的防護措置を準備する区域(PAZ) 原子力施設からおおむね半径5kmを目安 (ロ)緊急防護措置を準備する区域(UPZ) 原子力施設からおおむね半径30kmを目安 (北海道原子力防災計画) 泊発電所を中心として半径30kmとし、この範囲に含まれる泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村では、原子力防災計画を作成している。	関係市町村又は 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課ホームページ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gat/65029.html

別紙2 避難情報の内容（「避難情報に関するガイドライン」参照）

	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報	災害への心構えを高める
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報	ハザードマップ等で避難行動を確認
【警戒レベル3】 高齢者等避難 （市町村が発令）	危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、このタイミングで危険な場所から指定緊急避難場所等へ立ち退き避難※する。 ・立ち退き避難を基本とし、洪水及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等確認した上で、「屋内安全確保」することも可能。 ・その他の人も避難の準備を整える等、自主的に避難をするタイミング。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿い等早めの避難が望ましい場所の居住者は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 （市町村が発令）	危険な場所から全員避難 ○危険な場所から全員避難（立ち退き又は屋内安全確保）する。 ・災害が発生するおそれが高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・立ち退き避難を基本とし、洪水及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等確認した上で、「屋内安全確保」することも可能。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 （市町村が発令） ※必ず発令される情報ではない。	災害発生又は切迫 ・災害が発生又は切迫している状況であり、立ち退き避難することが帰って危険であると認められる場合、緊急安全確保を中心として行動変容するよう特に促したい場合に発令される。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことを留意する。 ・本行動は、災害が発生・切迫した状況で、居住者等がとる次善の行動であるため、このような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要。

※1 立ち退き避難：災害リスクのある区域から離れ、災害に対し安全な場所に移動すること。

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、上階への移動や高層階に留まることにより計画的に安全を確保すること。以下の条件が満たされているか確認する必要。

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないこと
- ・施設等に浸水しない居室があること
- ・施設等が一定期間浸水することに耐えられること（水・食料・薬の備え、電気・ガス・水道の使用ができなくなるおそれなど）

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難情報等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、居住者等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立ち退き避難をすることが必要である。

別紙3 主な気象情報に係る発表基準と住民のとりべき行動（例）

気象情報など	発表基準	住民のとりべき行動（例）
台風情報	台風が発生したときに発表される。 台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。 台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。	気象情報の発表に注意
府県気象情報	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別（北海道、沖縄県ではさらに細かい単位）に適時発表される。	気象情報の発表に注意
記録的短時間大雨情報	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。当該地域で洪水災害につながるような猛烈な雨が降っていることを意味する。	避難
早期注意情報	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が〔高〕〔中〕２段階の確度で提供される。 警戒レベル1	・翌日の〔中〕～深夜などの警報発表を想定した心構え。 ・翌日の〔高〕～警報級の現象が予想される詳細時間帯を確認し、警報発表時の準備。
大雨注意報	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。 警戒レベル2	警報等の発表に注意。発表中の注意報に夜間～翌日早朝に警報に切り替える可能性が高いとされている場合等は、土砂災害警戒区域等においては、高齢者等は危険な場所から避難
洪水注意報	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される（指定河川については、この洪水注意報や警報の他、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される）。 警戒レベル2	警報等の発表に注意。
大雨警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。 警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。	高齢者等は危険な場所から避難 高齢者以外は、避難の準備や自らの判断で避難

気象情報など	発表基準	住民のとりべき行動（例）
洪水警報	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される（指定河川について、この洪水警報や注意報の他、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される）。	高齢者等は危険な場所から避難 高齢者以外は、避難の準備や自らの判断で避難 ※指定河川洪水予報、水位到達情報による氾濫警戒情報による。
大雨特別警報（土砂災害、浸水害）	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。 警戒レベル5相当	何らかの災害がすでに発生している可能性が高く、直ちに身の安全を確保。
指定河川洪水予報 〇〇川氾濫注意情報	〇〇川△△水位観測所の水位が氾濫注意水位（水防団の出動の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 警戒レベル2相当	氾濫の発生に対する注意 ※警戒情報等に注意
指定河川洪水予報 〇〇川氾濫警戒情報	〔洪水予報〕 〇〇川△△水位観測所の水位が一定時間後に氾濫危険水位（市町村長の避難勧告等の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発表判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 〔水位到達情報〕 〇〇川△△水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 警戒レベル3相当	高齢者等は危険な場所から避難 高齢者以外は、避難の準備や自らの判断で避難
指定河川洪水予報 〇〇川氾濫危険情報	急激な水位上昇により氾濫危険水位（市町村長の避難勧告等の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）をまもなく越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 氾濫危険水位に到達、越える状態が継続 警戒レベル4相当	危険な場所から全員避難
指定河川洪水予報 〇〇川氾濫発生情報	氾濫が発生したとき 氾濫が継続しているとき 警戒レベル5相当	何らかの災害がすでに発生している可能性が高く、直ちに身の安全を確保。
水位到達情報 氾濫注意情報	洪水予報河川以外で都道府県が指定した水位周知河川において、避難の目安となる氾濫注意水位に到達したとき 警戒レベル2相当	氾濫の発生に対する注意 ※警戒情報等に注意

気象情報など	発表基準	住民の取るべき行動（例）
水位到達情報 氾濫警戒情報	水位周知河川において、避難の目安となる氾濫警戒水位に到達したとき 警戒レベル3相当	高齢者等は危険な場所から避難 高齢者以外は、避難の準備や自らの判断で避難
水位到達情報 氾濫危険情報	水位周知河川において、避難の目安となる氾濫危険水位に到達したとき 警戒レベル4相当	
水位到達情報 氾濫発生情報	水位周知河川において、氾濫が発生したとき 警戒レベル5相当	何らかの災害がすでに発生している可能性が高く、直ちに身の安全を確保。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される 警戒レベル4相当	危険な場所から全員避難
土砂災害警戒判定 メッシュ情報	1km 四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。避難に要する時間を確保するために2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数の予想を用いている。	注意（黄）～警戒レベル2相当 警戒（赤）～警戒レベル3相当 高齢者等避難 危険（紫）～警戒レベル4相当
高潮注意報	高潮により災害が発生する恐れがある場合に発表される。 警戒レベル3（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの） 警戒レベル2（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）	警報等の発表に注意。 発表中の注意報に、高潮警報発表の可能性が高いと記載されている場合は、高齢者等は危険な場所から避難。 ※潮位の上昇よりも先に暴風が吹き始め、屋外避難が困難となるので、暴風警報発表時点で速やかに避難。
高潮警報	高潮により重大な災害が発生する恐れがある場合に暴風が吹き始めて屋外への立ち退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。 警戒レベル4	危険な場所から全員避難
高潮特別警報	高潮により重大な災害が発生する恐れが著しく大きい場合に暴風が吹き始めて屋外への立ち退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表される。 警戒レベル4	危険な場所から全員避難（完了していること）
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

気象情報など	発表基準	住民の取るべき行動（例）
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合。	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難
大雪警報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。	外出を避ける。 停電、断水に備える。 FF暖房機の吸排気口の閉塞を防ぐ。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量が予想される場合。	外出を避ける。 停電、断水に備える。 FF暖房機の吸排気口の閉塞を防ぐ。住民の取るべき行動（例）
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。ただし、「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあるときは、「大雪警報」を発表。	外出を避ける。 停電、断水に備える。 FF暖房機の吸排気口の閉塞を防ぐ。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧による雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	外出を避ける。 停電、断水に備える。 FF暖房機の吸排気口の閉塞を防ぐ。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したとき。	高潮浸水が想定される地域においては、併せて高潮注意報が発表され、かつ高潮警報発表の可能性が高いと記載されている場合は、早めの避難（高齢者等は危険な場所から避難、高齢者以外は、避難の準備や自らの判断で避難準備・高齢者等避難開始）。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。	外出を避ける。 停電、断水に備える。 高潮浸水が想定される地域においては、併せて高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い）や高波警報が発表されている場合は、速やかに避難。

暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。	外出を避ける。 停電、断水に備える。 高潮浸水が想定される地域においては、併せて高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い）や高波警報が発表されている場合は、速やかに避難。
噴火警報（火口周辺）	（レベル2：火口周辺規制） 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	状況に応じて情報収集、避難手順の確認 火口周辺への立入規制等
	（レベル3：入山規制） 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	今後の火山活動の推移に注意。 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備等 登山禁止・入山規制等
噴火警報（居住地域） ※特別警報の位置づけ	（レベル4：高齢者等避難） 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、高齢者等の要配慮者の避難
噴火警報（居住地域） ※特別警報の位置づけ	（レベル5：避難） 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要

【参考】

非常災害対策計画の策定例

1 計画の適用施設名、所在地等

- (1) 施設名
- (2) 所在地
- (3) 電話番号
- (4) F A X 番号
- (5) メールアドレス (代表)

2 計画の目的

この計画は、次の非常災害における「〇〇〇 (施設名)」の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

- (1) 火災
- (2) 地震
- (3) 風水害 (洪水・内水・高潮)
- (4) 土砂災害
- (5) 津波災害
- (6) 火山災害
- (7) その他災害による安全確保が必要な事項

3 計画の報告

次に該当する計画を作成または、必要に応じて見直し・修正したときは、遅滞なく当該計画を市町村長へ報告する。

また、火災に係る計画 (消防計画) については、消防法施行規則第 3 条に基づき、消防署長へ届出を行う。

- (1) 風水害 (洪水・内水・高潮) ～水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づく計画
- (2) 土砂災害～土砂災害防止法第 8 条の 2 に基づく計画
- (3) 津波災害～津波防災地域づくりに関する法律第 71 条第 1 項に基づく計画
- (4) 火山災害～活動火山対策特別措置法第 8 条に基づく計画

4 施設の立地条件

- (1) 施設等の立地条件 (施設へ影響のあるもの)
 - ア 地盤状況
 - イ 地形の特徴
 - ウ 活断層
 - エ 河川
 - オ 海岸
 - カ 崖や傾斜地

【位置関係図】

(2) 周辺地区の過去の災害発生状況

(3) 災害危険区域等の該当の有無

災害種類	災害危険区域等の種類	該当	区域等の名称
水害	洪水浸水想定区域	○	
	雨水出水浸水想定区域		
	高潮浸水想定区域		
土砂災害	土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）		
土砂災害 （土砂災害 危険箇所）	土石流危険渓流		
	地すべり危険箇所		
	急傾斜地崩壊危険箇所		
	土石流危険渓流に準ずる渓流		
	急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面		
土砂災害 （山地災害 危険地区）	山腹崩壊危険地区		
	崩壊土砂流出危険地区		
	地すべり危険地区、		
	山地災害危険地区の準用地区		
津波災害	津波災害警戒区域（特別警戒区域を含む）		
火山災害	火山災害警戒地域		
原子力災害	原子力災害対策重点区域		

※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

(4) 上記の立地条件から予測される災害の危険性

- ア ○○○川の氾濫洪水
- イ ○○○丘陵の崩壊による土砂災害
- ウ 暴風による○○○海岸からの高潮浸水
- エ 津波浸水

※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

5 施設等の構造・設備

項目	場所・個数等	内容	状態確認年月日・改善策
構造・階層及び (改) 築年月	西棟	鉄筋コンクリート 3 階建 S 48 築	R 3.10.01 確認 R4 全改築予定
	東棟	同上 H22 耐震化改修	
耐震状況	西棟	耐震診断なし	R3.10.01 確認
	東棟	耐震構造 震度 6 強	
階段及び周辺状況	西棟 1 カ所	—	R3.10.01 確認
	東棟 2 カ所	—	障害物なし
エレベーター 設置状況	西棟 1 カ所	5 人用 毎年点検	R3.9.01 定期点検済み 常時稼働
	東棟 1 カ所	ベッド移動可 毎年点検	
非常口設置状況	西棟 1 カ所	通常施錠（手動解錠可）	R3.10.01 開閉確認、障害物なし
	東棟 2 カ所	通常施錠（手動解錠可）	
避難器具庫	東棟物品庫	通常施錠（鍵：事務室）	R3.10.01 扉開閉確認
通報装置	事務室	消防直通装置及び回転灯	R3.10.01 点検済
消火設備	スプリンクラー	H22.10 設置、毎年点検	R3.10.01 点検済
	消火器各棟 2 個	H26 年製設置有効 10 年	R3.10.01 点検済
非常用資材保管庫	事務室横物品庫	通常施錠（鍵：事務室）	R3.10.01 扉開閉確認
水道設備	東棟に上水元栓		R3.10.01 操作確認
暖房設備	東棟にボイラー 室と灯油タンク	パネルヒーターによる集 中暖房	R3.10.01 操作確認、元栓 確認
冷房設備	各室エアコン	電気冷房	R3.6.01 操作確認
電気設備	東棟に配電盤	北電から給電	R3.10.01 ブレーカー操 作確認
ガス設備	厨房	都市ガス配管	R3.10.01 操作確認、元栓 確認

※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

6 災害に関する情報の入手方法

(1) 市町村から発令される避難情報

発令情報	入手方法
・ 高齢者等避難 ・ 避難指示 ・ 緊急安全確保	※以下の例に、具体的チャンネル、ウェブサイトや情報元を併せて記載。 防災行政無線（拡声器、戸別受信機）テレビ、ラジオ、インターネット（市町村のウェブサイト）、緊急速報メール、SNS、市町村から配信FAXの受信、消防団、警察、自主防災組織や近隣住民等の声かけ（連絡体制）など

(2) 気象警報など

発表情報	情報の入手先
台風情報	
府県気象情報	
記録的短時間大雨情報	
警報級の可能性	
大雨注意報	
洪水注意報	
大雨警報	
洪水警報	
大雨特別警報（土砂災害、浸水害）	
〇〇川氾濫注意情報	
〇〇川氾濫警戒情報	
〇〇川氾濫危険情報	
水位到達情報	
土砂災害警戒情報	
土砂災害警戒判定メッシュ情報	
高潮注意報	
高潮警報	
高潮特別警報	
津波注意報	
津波警報	
大津波警報（特別警報）	
大雪警報	
暴風雪警報	
暴風警報	
噴火警報（火口周辺）	
噴火警報（居住地域）	

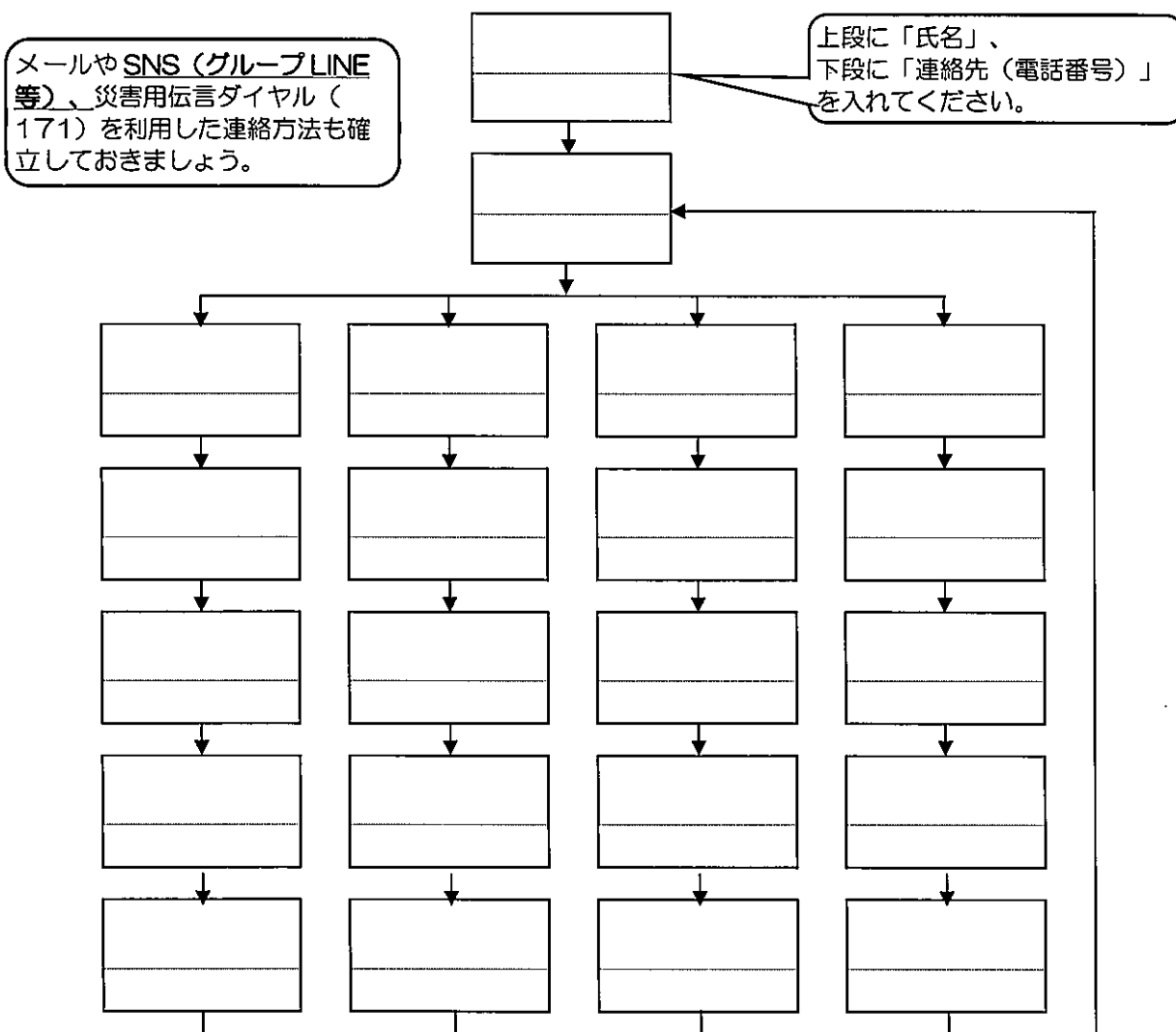
※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

7 災害時の連絡先及び通信手段の確認

(1) 職員間の連絡体制（名簿及び連絡ルート）※職員へ配布のほか、〇〇、〇〇に保管
既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい

役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話	通常時の 通勤時間	困難時の 通勤時間
				携帯メールアドレス		
					徒歩 10 分 自転車 5 分	徒歩 10 分
					電車 20 分	徒歩 2 時間
					車 10 分	徒歩 1 時間

※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。



※伝言ダイヤル利用方法

171をダイヤルし、音声ガイダンスに沿って、操作すると、電話番号に対し、音声メッセージを録音して預ける（預けられたメッセージを再生して聞く）ことができます。

※既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい

(2) 関係機関緊急連絡先一覧～職員に配布するほか、事業所内に掲示する。

区分		担当部署	電話番号	FAX番号	メールアドレス
行政機関	市町村	〇〇役場〇〇課			
	道	振興局〇〇課			
	消防	〇〇消防署			
	警察	〇〇警察署			
協力機関	〇〇自治会	会長〇〇			
	自主防災組織	代表〇〇			
	協力医療機関	〇〇病院			
	協力福祉施設	〇〇園			
	〇〇〇学校	〇〇高校			
	〇〇〇会社	〇〇建設			
取引先	給食関係	〇〇給食センター			
	設備関係	〇〇メンテナンス			
ライフライン	電気	〇〇電力〇〇営業所			
	ガス	〇〇ガス〇〇営業所			
	水道	〇〇役場水道課			
	電話	N T T 〇〇支店			
	バス、タクシー事業者	〇〇バス〇〇営業所			

※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

(3) 利用者の家族への緊急連絡先一覧

施設利用者			緊急連絡先（家族等）				その他
氏名	生年月日	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	(緊急搬送先等)

※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

8 避難を開始する時期、判断基準

(1) 避難開始時期の判断基準

(例) ア 高齢者等避難が発令されたら、ただちに避難を開始する。

なお、次の事態の場合は、発令にかかわらず自主避難する。

- ① 大雨警報とともに、施設に近い〇〇川の氾濫注意情報が発表され、台風などの接近が明らかなとき
- ② 近くのがけから水が噴き出したり、樹木が動いたり、斜面の地割れ・膨らみや地鳴りなど異常が見受けられたとき。(市町村への報告も行う。)

イ 避難が困難な緊急事態にあっては、屋内の安全確保場所へ避難し、救助要請を行う。

など

(2) 通所サービスにおける災害発生のおそれがある場合の対応基準

(例) 各種警報、特別警報が発表されているときは、サービス提供を中止する。

また、〇〇注意報が発表されている場合であって、併せて警報発表の可能性が高いと発表されている場合においても、サービス提供を中止する。

(その他) 大型大風の襲来が予想される場合、公共交通機関の運休が予定されている場合 など

9 避難場所

(1) 市町村指定避難場所とその他緊急避難場所

	災害種類		火災		地震		水害		土砂災害	
			経路 1	経路 2	経路 1	経路 2	経路 1	経路 2	経路 1	経路 2
市町村 指 定	避難場所									
	所要 時間	夏 (夜)								
		冬 (夜)								
	距 離									
近隣の 安全な 場 所	避難場所									
	所要 時間	夏 (夜)								
		冬 (夜)								
	距 離									

※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

(2) 立ち退き避難が危険な場合の施設内の安全なスペース（屋内安全確保）

災害種類	屋内安全確保の場所
地震	
水害	
土砂災害	
津波	

※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

10 避難経路

(1) 施設からの避難経路図（必要な災害種別に複数ルート）

（作成参考例）

要配慮者施設における避難確保計画作成・活用の手引 84 ページ記載例別紙 1
（国土交通省水管理・国土保全局）

など

(2) 施設外活動先からの避難経路図（必要な災害種別に複数ルート）

(3) 送迎時の避難先

災害種類	市町村指定避難場所	近隣の安全な場所
地震		
水害		
土砂災害		
津波		

※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

(4) 施設（建物）内の避難経路図

※消火器（設備）や避難器具、通報装置、非常用資材の場所も併せて表記する。

11 避難方法

(1) 利用者ごとの避難方法（利用者情報を含む）

利用者名	生年月日	血液型	服薬	ADL 認知症 医療情報	要介護度 障害程度 区分	避難 先	移動手段		担当者	注意 事項
							夏	冬		
〇〇〇〇	S00.00.00	A B 型	〇〇〇	IIIa	3	①	A 青	B 緑	〇〇〇〇	

注：避難先～①指定（その他）避難場所、②病院、③自宅（引き取り協議済）など

注：移動手段～A 単独歩行可能（ビブス青）、B 介助が必要（ビブス緑）、C 車いす（ビブス黄）、
D ストレッチャーや担架の必要（ビブスなし）など

※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

(2) 搬送用車輛及び乗車割り当て

- ア 施設所有車 (病院搬送車) ○○○○○○←乗車 (利用者名○○○○、…)
(避難場所行き) ○○○○○○←乗車 (利用者名○○○○、…)
- イ 車通勤者 ○○○○、○○○○←乗車 (利用者名○○○○、…)
- ウ 地域防災組織協力者 ○○○○←乗車 (利用者名○○○○、…)
- エ 搬送協定バス、タクシー会社 ○○○○←乗車 (利用者名○○○○、…)
- ※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

12 災害時の人員体制、指揮系統

(1) 役割分担 (職員配置) と指揮・命令系統

- ・ 総括責任者 ○○○○ (不在時の代行者 ①×××× ②△△△△)
- ・ 情報連絡班 班長 ○○○○ (不在時の代行者 ①×××× ②△△△△)
- ・ 消火班 班長 ○○○○ (不在時の代行者 ①×××× ②△△△△)
- ・ 救護班 班長 ○○○○ (不在時の代行者 ①×××× ②△△△△)
- ・ 避難誘導班 班長 ○○○○ (不在時の代行者 ①×××× ②△△△△)
- ・ 応急物資班 班長 ○○○○ (不在時の代行者 ①×××× ②△△△△)
- ・ 地域連携班 班長 ○○○○ (不在時の代行者 ①×××× ②△△△△)

(役割分担表)

総括責任者	班	班長	班員	任務
	情報連絡班	○○○○	△△△△ ※誰がどの情報を把握し、どこに伝達するか定める。	・ 避難行動の指揮統制 (総括責任者の指揮による収集情報の各班への伝達と活動の指示) ・ 気象や災害の情報収集 ・ 職員への連絡、職員や職員家族の安否確認 ・ 関係者、関係機関、協力者との連絡調整 ・ 利用者家族への連絡 ・ 避難状況のとりまとめ
	消火班		※誰がどの任務を遂行するか、定める。	・ 火元の点検、ガス漏れの有無を確認 ・ 発火の防止と発火の際の初期消火
	救護班			・ 負傷者の救出及び安全な場所への移動 ・ 応急手当及び病院などへの移送
	避難誘導班			・ 利用者の安全確認 ・ 施設、設備の被害状況確認 ・ 利用者への状況説明 ・ 利用者の避難誘導 ・ 利用者を家族へ引き渡し
	応急物資班			・ 食料、飲料水などの確保 ・ 炊き出し、飲料水の供給
	地域連携班			・ 地域住民、ボランティア団体及び近隣の社会福祉施設等への救援要請と活動内容の調整

※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

(2) 避難に最低限必要な職員数

- ・ 情報連絡班 ○○名 (夜間○○名)
- ・ 消火班 ○○名 (夜間○○名)
- ・ 救護班 ○○名 (夜間○○名)
- ・ 避難誘導班 ○○名 (夜間○○名)
- ・ 応急物資班 ○○名 (夜間○○名)
- ・ 地域連携班 ○○名 (夜間○○名)

(3) 職員の参集基準 (配備基準)

配備体制	配 備 基 準	対象職員
注意配備体制	①地域に大雨、大雪、風雪、高潮、洪水注意報が1以上発表されたとき ②地域に震度3の地震が発生したとき ③地域に津波注意報が発表されたとき	・ 総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにすること
警戒配備体制	①地域に大雨、大雪、暴風雪、高潮、洪水警報が1以上発表されたとき ②地域に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき ③地域に津波警報が発表されたとき	・ 総括責任者及び各班の班長は施設へ出勤すること ・ その他の職員は、自宅待機
災害対策体制	①地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき ※注意報、警報発令時において、さらに状況の悪化が見込まれるとき ②避難準備・高齢者等避難開始の発令 ③地域に災害が発生し、その規模及び範囲等から早急な対策を要するとき ④地域に震度5強以上の地震が発生したとき ⑤地域に津波災害が発生し、又は津波災害の発生するおそれがあるとき ⑥その他、総括責任者が必要と認めるとき	・ 総括責任者及び各班の班長は施設へ出勤すること ・ その他の職員は、家族等の安全が確保され次第出勤すること

※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

(4) 職員の参集方法

ア 災害の発生のおそれがある気象情報 (災害危険区域については、警報以上) の発表まで猶予時間があるとき。

- ・ メール発信にて出勤要請 (併せて連絡網で伝達)
- ・ 通常の通勤手段を用いる。夜間は自家用車もしくはタクシー (交通費支給) を利用する。
- ・ 出勤可否をメール返信

イ 災害が発生もしくは発生が予測され、緊急に招集する場合。

- ・ メール発信と電話連絡で出勤要請
- ・ 通常の通勤手段を利用できない場合、徒歩などで安全を確保できる者のみ出勤
- ・ 出勤可否をメールまたは、電話で返信

ウ 出勤可否連絡方法

速やかに対応可能職員を把握するため、次のとおり連絡文案を定めます。

なお、参集できる、できないにかかわらず、必ず連絡すること。

連絡文 1	〇〇です。 今、△△にいます。 あと、××分で到着します。	連絡文 2	〇〇です。 △△のため参集できません。 ××で待機します。
-------	-------------------------------------	-------	-------------------------------------

(5) 配備体制ごとの活動内容と要員

配備体制	活動内容	対応要員
注意配備体制	気象や災害の情報収集	情報連絡班
警戒配備体制	気象や災害の情報収集 避難及び誘導に係る資機材の準備 利用者家族への連絡 関係者、関係機関、協力者との連絡調整 施設、設備の被害状況確認、火元の点検・消火	情報連絡班 応急物資班、避難誘導班 情報連絡班 情報連絡班 避難誘導班、消火班
災害対策体制	(警戒配備体制の業務に加えて) 職員への連絡、職員や職員家族の安否確認 利用者への状況説明 利用者の安全確認・避難誘導・家族へ引き渡し 地域住民、ボランティア団体及び近隣の社会福祉施設等への救援要請 と活動内容の調整 飲料水、食料の供給	情報連絡班 避難誘導班 避難誘導班、救護班、応急物資班 地域連携班 応急物資班

※あくまでも参考例ですので、各施設で検討の上、作成してください。

13 停電・断水時の対応

※ 16 備蓄品リストを参照

- ・非常用自家発電機：緊急時は24時間営業のガソリンスタンドから、燃料を確保する。
定期的に検査し、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び
訓練を行う。(備蓄) 燃料
- ・照明…自家発電装置を稼働 (備蓄) ポータブル発電機と投光器 LED電池式電灯
- ・暖房…(備蓄) ポータブルストーブと灯油、毛布、携帯カイロ、防寒具などの防寒用品
- ・水道…近隣の給水場～〇〇〇〇
(断水が想定される場合) ポリ袋・くみ置き用容器に貯水、浴槽くみ置き
(備蓄) 飲料水、使い捨て食器(皿、コップ)、ラップ、ウェットティッシュ
- ・ガス…(備蓄) 保存食料(ゼリー等の高カロリー食等)、カセットコンロ、カセットガス
- ・医療機器、ナースコール等の対応用電力…自家発電装置稼働、医療機器会社へ連絡(連絡先〇〇〇〇)(備蓄) 予備バッテリー
- ・水洗トイレ…浴槽くみ置き水で対応、(備蓄) 携帯トイレ、簡易トイレ、おむつ、ポリ袋

14 関係機関との連携体制

- (1) 地域の防災訓練への参加
- (2) 施設の避難訓練へ地域住民が参加する協力関係を構築
- (3) 地域の避難計画や消防計画と施設の避難計画を連携したものにする協議関係を確立
- (4) 自治会、自主防災組織、近隣のボランティア、学校や企業との災害時協力関係を確立
- (5) 他の施設への避難受け入れに関する協定を締結(施設間避難協定) など

15 避難・救出その他必要な訓練及び防災教育

(1) 避難訓練計画

別紙①のとおり

※地域防災計画に搭載されている施設は、訓練実施報告の市町村への届出時期を併記

(2) 防災教育の実施

自然災害に関する知識及び非常災害対策計画に関する研修会を開催

ア 新規採用職員向け研修～毎年4月

イ 全職員向け研修（地域協力者との合同研修）～毎年6月、9月

16 食料及び避難や誘導に係る非常用資機材の備蓄（リスト）

(1) 非常用資機材の備蓄リスト

別紙②のとおり

(2) 非常用持出備品リスト

別紙③のとおり

(3) 利用者情報

11の(1)利用者ごとの避難方法（利用者情報を含む）にて対応

※ 利用者情報や6の(3)に記載する家族への緊急連絡先は、個人情報ですので、日常の管理には十分注意してください。なお、既存の利用者リスト等で代用できる場合は、それを活用して差し支えありません。

策定例別紙① 避難訓練の実施内容（例）

1 実施回数

年 回（うち夜間又は夜間を想定した避難訓練 年 回）

2 避難訓練の参加者

常勤職員（夜間従事者含む）、非常勤職員（夜間従事者含む）、利用者

3 想定する災害の種類

火災、地震、水害、土砂災害、津波

4 避難場所

- （1）火災発生時 ○○公園
- （2）地震発生時 ○○小学校
- （3）水害発生時 ○○市民会館
- （4）土砂災害発生時 ○○公民館
- （5）津波発生時 ○○市民会館

5 避難場所までの避難目標時間

- （1）火災の場合 ○○分
- （2）地震の場合 ○○分
- （3）水害の場合 ○○分
- （4）土砂災害の場合 ○○分
- （5）津波の場合 ○○分

※ 小規模社会福祉施設の火災発生時の避難目標時間については、「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について（平成 22 年 3 月 13 日消防庁予防課長通知）」に参考添付の全国消防長会作成の「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」を参考にしてください。

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post16.html>

6 避難訓練の内容

- （1）避難目標時間内に迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- （2）防災マップ及び施設内の避難経路のとおり迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- （3）災害時における役割分担表のとおり迅速な対応ができるかどうかの検証を行う。
- （4）職員の少ない時間帯での対応を想定した訓練を実施し、迅速に避難できるかどうかの検証を行う。
- （5）消火器を使用した初期消火の訓練を行う。
- （6）近隣住民が参加する避難訓練を実施する。
- （7）災害シナリオを想定し、情報収集や伝達、避難等の図上訓練を行う。

策定例別紙② 非常用資機材の備蓄品リスト（3日間以上の備蓄）

分類	品名	数量	積算根拠	保管場所	点検日
食料等	飲料水				
	米、塩				
	非常食				
	鍋				
	茶碗、割り箸、ラップ				
	使い捨て食器（皿、コップ等）				
	カセットコンロ、ボンベ				
	ポリ容器等（生活用水）				
医薬品等	医薬品				
	衛生器具（血圧計、体温計等）				
	衛生材料（おむつ等）				
	ウェットティッシュ				
	マスク、消毒液等の衛生資材				
情報収集・伝達	テレビ				
	ラジオ				
	タブレット				
	ファクシミリ				
	携帯電話（充電器を含む）				
	携帯電話用バッテリー				
	拡声器・電池				
	無線機・電池				
照明	懐中電灯・電池				
	ローソク（ローソク台を含む）				
	携帯用発電機				
	発電機接続用照明器具				
	LED電球				
	ランタン				
暖房等	ポータブル石油ストーブ				
	灯油				
	携帯カイロ				
	防災用マッチ				
	新聞紙				
	毛布				
	防寒具				

移送用具	車いす				
	乳母車				
	リヤカー				
	おんぶ紐				
	担架				
作業機材	スコップ				
	除雪スコップ、ダンプ				
	合板				
	のこぎり				
	釘・金槌				
	軍手				
	長靴				
避難（誘導）用具	名簿（職員、利用者等）				
	地図				
	案内旗				
	（再掲）タブレット				
	（再掲）携帯電話（充電器含む）				
	（再掲）携帯電話用バッテリー				
	（再掲）懐中電灯・電池				
	（再掲）拡声器・電池				
	蛍光塗料				
	テント				
	ビニールシート				
	ゴザ				
	誘導者用ライフジャケット				
	ヘルメット				
	搬送用ゴムボート				
	ロープ				
	タオル				
	ビニール袋				
	下着				
	携帯トイレ				
	簡易トイレ				

※上記品目はあくまで例示ですので、各施設等で必要に応じた備蓄品リストを作成してください。

策定例別紙③ 非常用持ち出し備品リスト

備品名	保管場所	点検日
利用者情報（台帳）		
利用者家族連絡先		
職員名簿（台帳）		
職員連絡ルート表		
関係機関連絡先一覧		
避難用地図		
非常災害対策計画		

※上記項目はあくまで例示ですので、各施設等で必要に応じたリストを作成してください。

付属資料

- 新たな避難情報等
- 防災関連計画の関連性
(避難確保計画、消防計画)
- 業務継続計画策定の参考資料

■新たな避難情報等

令和3年の災害対策基本法改正により、避難指示が改正されています。

- ・これまでの「避難勧告」は廃止され、避難指示に一本化されました。
- ・社会福祉施設の入所者や高齢者、障がいのある方などの避難を完了させるのに時間を要する方々は、「災害のおそれ」がある状況で市町村が発令する警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された時点で、「危険な場所から避難」することが重要です。

警戒レベル4 避難指示で必ず避難 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、 すでに安全な避難ができず 命が危険な状況です。 <u>警戒レベル5緊急安全確保の 発令を待つはいけません！</u>	避難勧告は廃止されます。 これからは、 <u>警戒レベル4避難指示で 危険な場所から全員避難 しましょう。</u>	避難に時間のかかる <u>高齢者や障害のある人は、 警戒レベル3高齢者等避難で 危険な場所から避難 しましょう。</u>
---------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------

**「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です**

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

5m~10m未満 (3・4階上層上~4階下層下)
3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分

(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

## ■防災関連計画の関連性

各計画は、必ずしも根拠法令ごとに別の計画として策定する必要はありません。  
それぞれの定めるべき事項が入っていれば、まとめて作成することが可能です。

「非常災害確保計画」と「避難確保計画」を一体的に作成・見直しする例については、厚生労働省「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」でとりまとめられた「高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めるために－非常災害対策計画作成・見直しのための手引き－」に示されていますので、参照してください。

本手引きでは、参考例として「防災計画」や「業務継続計画」と「避難確保計画」を一体的に作成する場合の考え方を参考として示しています。

### 社会福祉施設等において策定が必要な防災関連計画

計画名称	非常災害対策計画	避難確保計画	消防計画	業務継続計画 (BCP)
根拠	厚生労働省令 (施設ごとに規定)	水防法 土砂災害防止法 津波防災地域づくり法	消防法	厚生労働省令 (施設ごとに規定)
対象施設等	全ての入所・通所系施設	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設	多数の者が出入、勤務又は居住する防火対象物	介護、障害福祉サービス事業所等
対象の災害	想定される全ての災害	風水害 土砂災害	火災	自然災害
計画に定めるべき項目	- 施設等の立地    - 情報の入手方法    - 連絡先及び通信手段の確保    - 避難開始時期、判断基準    - 避難場所、経路、方法    - 人員体制、指揮系統    - 関係機関との連携体制	- 計画の目的    - 適用範囲    - 防災体制    - 情報収集・伝達    - 避難の誘導    - 避難確保のための施設の整備    - 防災教育及び訓練    - 自衛水防組織の業務(設置する場合のみ)	- 自衛消防組織    - 防火対象物の自主検査    - 避難通路等避難施設の維持管理等    - 防火管理上必要な訓練の実施    - 火災等発生時の消火活動、通報連絡、避難誘導    - 消防機関との連絡	(標準記載事項)    - リスクの把握    - 優先業務の選定    - 研修、訓練の実施    - BCPの検証・見直し    - 平常時の対策    - ライフラインの確保    - 緊急時の対策    - BCP発動基準    - 対応体制    - 職員の参集基準    - など
義務	訓練、防災教育の実施	市町村への報告・届出 訓練、防災教育の実施	所轄消防署長への提出 消火、通報、避難の訓練	従業者への周知 研修・訓練実施 定期的見直し